

4 第 42 条の 12 の 7 《特定生産性向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》関係

【制度の概要】

令和 8 年度の税制改正において、青色申告書を提出する法人が、生産等設備を構成する機械及び装置、工具、器具及び備品、建物、建物附属設備、構築物並びに一定のソフトウェアで、産業競争力強化法に規定する特定生産性向上設備等（その法人が産競法等改正法の施行の日（令和 8 年 7 月 31 日）から令和 11 年 3 月 31 日までの期間（以下「指定期間」という。）内に産業競争力強化法の確認を受けたものに限る。以下「特定生産性向上設備等」という。）に該当するもののうち一定の規模のもの（以下「特定機械装置等」という。）の取得等をする場合において、その確認を受けた日から同日以後 5 年を経過する日までの間に、その特定機械装置等の取得等をして、国内にあるその法人の事業の用に供したとき（貸付けの用に供した場合を除く。）は、その特定機械装置等の取得価額から普通償却限度額を控除した金額に相当する金額の特別償却（即時償却）とその取得価額の 7 %（建物、建物附属設備及び構築物については、4 %）相当額の税額控除との選択適用ができる制度が創設された（措法 42 の 12 の 7 ①②）。

なお、税額控除の適用を受ける場合における控除を受ける金額はその事業年度の調整前法人税額の 20%を上限とし（措法 42 の 12 の 7 ②）、指定期間内にされた産業競争力強化法の認定に係る認定事業適応事業者（その同法の認定事業適応計画（同法の国際経済事情激変事業適応に関するものに限る。以下「認定国際経済事情激変事業適応計画」という。）にその認定国際経済事情激変事業適応計画に従って行う同法の国際経済事情激変事業適応のための措置として特定生産性向上設備等を導入する旨の記載があるものに限る。）であるものに係る税額控除限度超過額は 3 年間の繰越しができることとされている（措法 42 の 12 の 7 ③）。

また、本制度における特別償却又は税額控除限度額に係る税額控除は、法人（中小企業者（適用除外事業者又は通算適用除外事業者に該当するものを除く。）又は農業協同組合等を除く。）の次の(1)及び(2)の要件のいずれかに該当しない事業年度については、適用できないこととされている。ただし、次の(3)の場合に該当する場合には、次の(1)及び(2)の要件のいずれかに該当しない事業年度であっても適用できることとされている（措法 42 の 12 の 7 ⑧）。

(1) 継続雇用者給与等支給額から継続雇用者比較給与等支給額を控除した金額のその継続雇用者比較給与等支給額に対する割合が 1 %（次のいずれにも該当する場合には、2 %）以上であること。

イ その事業年度終了の時ににおいて、その法人の資本金の額若しくは出資金の額が 10 億円以上であり、かつ、その法人の常時使用する従業員の数が 1,000 人以上である場合又はその事業年度終了の時ににおいてその法人の常時使用する従業員の数が 2,000 人を超える場合

ロ その事業年度が設立事業年度及び合併等事業年度のいずれにも該当しない場合であってその事業年度の前事業年度の所得の金額が 0 を超える一定の場合又はその事業年度が設立事業年度若しくは合併等事業年度に該当する場合

(2) 次のイの金額が次のロの金額の 30%（上記(1)イ及びロのいずれにも該当する場合には、40%）相当額を超えること。

イ その法人がその事業年度において取得等をした国内資産でその事業年度の終了の日において有するものの取得価額の合計額

ロ その法人の有する減価償却資産につきその事業年度において償却費として損金経理をした金額の合計額

(3) その事業年度の所得の金額がその事業年度の前事業年度の所得の金額以下である場合（その事業年度が設立事業年度及び合併等事業年度のいずれにも該当しない場合に限る。）